

令和 8 年 6 月 11 日開催 静岡県森林審議会（林地保全部会）議事録

審議事項：林地開発許可について

令和 8 年 7 月 2 日

議事録署名人

事務局 (石橋班長)	定刻となりましたので、令和 8 年度静岡県森林審議会第 1 回林地保全部会を始めさせていただきます。 事務局で司会を務めます森林保全課の石橋と申します。本日は、包括諮問案件 3 件について、御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。 はじめに、森林保全課長の松野から御挨拶を申し上げます。
事務局 (松野課長)	(挨拶)
事務局 (石橋班長)	次に、議長の選任に移りたいと思います。静岡県森林審議会林地保全部会運営規程第 6 条に基づき、今泉部会長に議長をお願いしたいと思います。今泉部会長、よろしくお願いいたします。
今泉部会長	はい。それでは、審議に入る前に、傍聴希望者の有無について事務局から報告してください。
事務局 (石橋班長)	はい。本日の傍聴希望者は、おりません。
今泉部会長	次に、事務局から定足数についての報告と資料の確認をお願いします。
事務局 (石橋班長)	はい。まず、定足数について報告いたします。 3 月に新任の方をお迎えして新たな任期が始まったところですが、5 月 21 日に委員から一身上の都合により委員を辞する旨の届出がありました。このため、後任の方が選任されるまでの間、林地保全部会は 6 人ということになりました。定足数についても、4 人から 3 人に変更となります。 本日は、4 人に御出席いただいております、静岡県森林審議会運営規程第 3 条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告いたします。 本日の資料については、机上のタブレットから御覧ください。オンライン出席の方は、事前にお送りしたファイルを御覧くださいませようよろしくお願いいたします。 審議中、タブレットや接続の関係でトラブルがありましたら、事務局までお知らせください。
今泉部会長	わかりました。委員の皆様には、積極的な発言と、審議の円滑な進

	行に御協力をお願いします。 議事録の署名については、名簿順で■■■■委員をお願いしたいと思います。 ■■■■委員よろしくお願いします。 それでは、次第に従い、議事を進めます。まず、前回、林地保全部会で付した付帯意見への対応状況について、事務局から報告してください。
事務局 (石橋班長)	はい。ファイルナンバー04の「前回付帯意見への対応」を御覧ください。本日の御報告は、2件ございます。上から順に御報告いたします。
中遠農林事務所 (鷺山主査)	(説明)
浜松市 (内山職員)	(説明)
今泉部会長	ただいまの報告について、不明な点等ございますでしょうか。
各委員	(意見なし)
今泉部会長	特にございませんか。それでは、次の案件に移ります。包括諮問案件について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (石橋班長)	はい。ファイルナンバー05「包括諮問案件一覧表」を御覧ください。本日御報告する包括諮問案件は3件ございます。上から順に御説明いたします。 まず、静岡市清水区葛沢における「道路の新設」について、計画・審査結果の概要を、審査機関である静岡市から説明いたします。
静岡市 (加藤主幹)	(説明)
事務局 (石橋班長)	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しました。また、付帯意見として、「種子吹付による緑化は、在来種子を検討すること。」を付しています。 次に、掛川市入山瀬における「風力発電施設の設置」について、計画・審査結果の概要を、審査機関である中遠農林事務所から説明いたします。
中遠農林事務所 (鷺山主査)	(説明)
事務局 (石橋班長)	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該

	当しないと認められる。」との答申を出しました。付帯意見は付していません。 3件目の小山町中島における「道路の新設」について、計画・審査結果の概要を、審査機関である森林保全課から説明いたします。
森林保全課 (石川技師)	(説明)
事務局 (石橋班長)	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しました。付帯意見は付していません。 包括諮問案件についての報告は以上になります。
今泉部会長	では、ただいまの説明につきまして、質問等がある委員の方は、挙手をお願いします。■■■■委員をお願いします。
■■■■委員	希少野生動植物の確認状況を簡単に結構なので教えてください。
静岡市 (加藤主幹)	静岡市でございます。先ほどの説明でも少し触れましたが、今回の変更に伴い、事業者の方で、令和7年4月から12月までの間に、動植物の調査を現地で行っております。その調査に基づいた報告書を「希少野生生物調査結果」として静岡県自然保護課に報告しており、令和8年1月6日に、県の自然環境保護条例に基づく協定締結の必要はないとの御意見をいただきました。希少野生動植物について同意をいただいているということでございます。
■■■■委員	どのような種類か確認をしたのか、しなかったのか、また、対応の必要があるものがなかったのかということを伺いたかったのですが、説明していただけますか。
今泉部会長	では、御説明をお願いします。
事務局 (石橋班長)	今、■■■■委員からお話が合ったように、希少種の状況とそれに対する対応ということで、調書の中には書いていない部分もあるかとは思いますが、御説明いただければと思います。
中遠農林事務所 (鷲山主査)	掛川市入山瀬の希少種の調査は、令和3年12月から令和5年の2月にかけて実施し、希少野生生物調査の絶滅危惧Ⅱ類以上に該当する対象は確認されませんでした。本件は、変更許可の申請ということで、変更時は対象になっていないので、当初の調査結果を説明させていただきました。
森林保全課 (石川技師)	続いて3件目の中日本高速道路の中島工区の変更の希少種について説明させていただきます。ファイルナンバー08の2ページ目の「森林の現況―生息動物風致その他」のところを御覧ください。

	本件は、平成 27 年に当初の許可をしましたが、当初許可の前に、当該申請地の区間において希少種調査を実施しました。その結果、 [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]。 8 ページ目の「他法令等の処理状況」の県自然環境保全条例のところを御覧ください。こちらは既に希少種調査も行われ、[redacted] [redacted]ことを確認しております。今回の変更については、小山町の他の工区、柳島工区や湯船工区といった他の区間の造成計画の変更等も予定されているため、そちらの計画が確定した段階でまとめて条例に関する協議等を行う予定となっております。
静岡市 (加藤主幹)	静岡市です。ファイルナンバー06 の 2 ページを御覧ください。今回の変更に伴う区域では、絶滅危惧Ⅱ類以上に該当するものは確認されておりません。 [redacted] [redacted] [redacted]。
[redacted] 委員	[redacted]。
事務局 (石橋班長)	[redacted]については確認をお願いします。
今泉部会長	ありがとうございました。では、[redacted]委員をお願いします。
[redacted] 委員	ファイルナンバー08 で、許容放流量を絞るというお話がありました。直接放流量が調整池に入らないのでそっちが増えるからまず許容放流量を絞るという理解でいいのか、あるいは許容放流量は絞っているのですが、一方で調整池の容量も減っている。放流量を減らすのだから調整池の容量はもう少し大きくしなければいけないような気もするのですが、教えていただけませんか。
森林保全課 (石川技師)	はい、御質問ありがとうございます。ファイルナンバー08 の 12 ページ目を用いて説明させていただきます。 直接放流量についてですが、御認識のとおり調整池に入ることなく下流の中島川に放流される量となっております。下流河川へ放流ができる最大限の許容量は、下流のネックポイント、最小断面のところの流下能力に応じて決められています。 調整池で調整してオリフィスを通して少しずつ放流する部分か

	ら、調整池に入れることなく直接下流に流す量が増えるという計画変更になるので、調整池で調整することなく下流へ直接放流されるというところで、それに対応するために調整池から放流する量は、オリフィスを絞ることによって、さらに調整することになります。 オリフィスを絞ったことによって調整池の必要容量等も変わるという御懸念があるかと思いますが、オリフィス径から逆算した調整池の必要容量分を現在の既存の計画で満たしていることを確認しておりますので、今回の変更は許可相当というふうに判断しております。
■■■■委員	よくわかりました。その上で、5ページの「許容放流量」の欄に、左岸調整池 81.6 mm/hr、右岸調整池 67.8 mm/hr という記載がありますが、これは何の数字ですか。
森林保全課 (石川技師)	これはネックポイントの流下能力を算出する際に、この降雨量強度換算をするものですが、それに調整池からの放流量を逆算して降雨量強度換算したものになります。24 時間程度で空になることまたは 15 mmを下回らないことという基準がありますので、その記載の都合上、降雨量強度に換算して放流する量を記載しているところです。
■■■■委員	左岸側調整池で 81.6 mm/hr までの放流が認められるということですか。
森林保全課 (石川技師)	そうです。左側が基準値で右側が計画値です。
■■■■委員	わかりました。先ほどの御説明で、直接放流量と許容放流量の和が微妙に違うのは、流出してくる場所の違いか何か微妙な計算の差なのでしょうか。完全に一致はしていないですね。上の $A + B$ と $A' + B'$ で微妙に値が違うように思うのですが。ネック箇所の流下能力で決まるのであれば、変わらないのかなと思いますが。
森林保全課 (石川技師)	許容放流量自体は、開発前の放流量から直接放流量を引いた分の値となります。
森林保全課 (石川技師)	直接放流量が増えると開発前のネックポイントの許容放流量から直接放流量が増えた分を引くので、直接放流量が増えると許容放流量が減る、ということだと考えています。
■■■■委員	ですが、足し算が一緒にならないのは何でかな、と。ネック箇所の流下能力が決まっていて、 $A + B$ が 0.3345、 $A' + B'$ が 0.3417 ですね。ネック箇所の流下能力というのがあって、それから直接放流量を引いたものが放流量になると思っていたので、なぜ $A + B$ と $A' + B'$ が微妙に違うのかなと。計算方法が違うのかもしれない

	んが。
森林保全課 (石川技師)	開発後の直接放流量と許容放流量、AとBの和は、ネックポイントの流下能力以下となるような設計となっているため、合計については合うものではないのかなという感覚です。
■■■委員	すると、許容放流量はピタッと決まるものではない、大体こんなものかなとって決めるのですか。
森林保全課 (石川技師)	決まるものではありませんが、ネックポイントの許容放流量以下となるようになればいいというところで、もしかしたら計算上の都合により微妙にずれるところもあるかもしれませんが、確認いたします。
■■■委員	おそらく「許容放流量」とはいわないと思います。設計がそれより小さいのはわかりますが、許容放流量はここまでとっているのです。そもそも、直接放流量の流量というのがどの地点の流量かがわからないからそれもあるかもしれません。ネック箇所の流量だったらおそらく変わらないはずで、0.1808 とかいう値まで出ているので、何かの根拠があってこの精度の数字が出ているのではないのでしょうか。おそらく最後の「8」は事実上あまり意味がありませんが、何かから出てきているはずで。許容量以下であればいいというのは、そこから先の話です。何かが計算で求まっているのではないのでしょうか。
森林保全課 (石川技師)	御意見ありがとうございます。確認いたします。
■■■委員	違うといっても微妙な違いですが。 もう一つ、違う話を伺ってもよろしいですか。
今泉部会長	はい。お願いします。
■■■委員	ファイルナンバー05の包括諮問案件一覧表で、付帯意見の中で、これは■■■先生にお伺いした方がいいのかもしれませんが、「在来種子を検討すること」と書かれています。前段のファイルナンバー04で前回付帯意見への対応の話をしていたときに、中部電力に国産種子を検討するようと言っていました。在来種子を検討というのと国産種子を検討というのは、使い分けていらっしゃるのか、同じ意味なのか。どういう違いがあるのでしょうか。
■■■委員	私の方から意見を述べさせていただいてよろしいでしょうか。
今泉部会長	はい。
■■■委員	私も文言がいろいろと変わっている点が、今回読んでいて非常に気になりました。今後、付帯意見を書くのであれば、「侵略的な外来

	種は使わないこと」とした方がはっきりするかと思います。その「侵略的な外来種」の中に括弧書きで「国内由来の外来種を含む」という表現を加えておくと間違いがないのかなと思います。と申しますのも、外来種でもどうしても使いたいものがあるという中日本高速道路の御意見もありますし、一方で、国内種子としてしまうと、全然別のところから持ってきてしまうということもありますので、特に侵略的なものは使わないで国内外来種に配慮するという趣旨を加えた方がいいと思います。
■■■委員	ありがとうございます。■■■先生の御説明が非常にわかりやすいと思いました。そういう書き方ならいいと思います。 在来種子や国産の外来種の種というのがあるのかどうかは不明ですが、おそらくこの問題は今後も出てくるので、状況に応じての使い分けが必要であれば、このパターンのときはこう、このパターンのときはこう、と決めておいて、ないのであれば、今の■■■先生の整理をベースにするなど、一定のルールが決まっているといいと思いました。 今回の報告案件の付帯意見もそうですが、「検討すること」というのは、何をしたらいいのか。検討したが無理でしたというのが結局は許されるのでこれぐらいの書き方しかないのかもしれませんが、先ほどの■■■先生の「使わないこと」というのははっきりしていますので、そのあたりも今後改善の余地があるのかなと思いました。 もし何かあればお願いします。
事務局 (松野課長)	よろしいでしょうか。
今泉部会長	はい、お願いします。
事務局 (松野課長)	はい。事務局の方から説明いたします。 まず、在来種子・国産種子については、国産種子に限定してしまうとなかなか厳しいものもあるということで、県では、一般的には在来種子ということで許可条件を付しております。この付帯意見で国産種子となっているのは、当該案件に関して審議会で御意見をいただいたからでございます。 また、「検討すること」という表現についてですが、基本的には、森林法の審査基準に適合していれば、誰が見ても明らかに危険であるとか著しく問題がある場合を除き、許可をしなければなりません。このため、国産種子に限定するのは、法律上困難ということで、相手方に善処を促す意図で検討を求める書き方になっております。

	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]。この案件に限らず、今回の報告案件では、中日本高速道路の2件ともそうですが、特に中日本高速道路の場合は、[REDACTED]、で終わっている例が多いようですので、このあたりをしっかりと書いていただければというふうに思っております。特に3件目の[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]。あるいは逆に、[REDACTED] [REDACTED]。このため、 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]というのをしっかりと意識付けしていただきたいと、中日本高速道路の案件については非常に強く思っております。それがまず1点目の希少種に関することです。 それから、2点目の緑化に関するのですが、例えば、ファイルナンバー06の5ページで、造成緑地面積に修正が入っています。左側の欄に「森林への復旧が適切に行われること」と書いてあります。造成面積が赤字で何ヘクタールと書いてあり、緑化計画として草の種子を使用する旨の記載がありますが、森林に復旧するという理解でよろしいでしょうか。つまり、種子吹付けをした場所が最終的に森林に戻るという理解でいいのでしょうか。ファイルナンバー08についても似たような疑問を持っています。
静岡市 (加藤主幹)	静岡市です。造成緑地では、基本的に、盛土や切土の法面に種子を吹き付けます。造成森林の場合は、植樹して復旧させます。
[REDACTED]委員	それが広い欄に書かれている「森林に復旧される」ということですか。
静岡市 (加藤主幹)	それは、造成森林の方になります。

委員	造成緑地では、特に森林への復旧が求められていないということでしょうか。
静岡市 (加藤主幹)	そのとおりです。
委員	わかりました。大きな切り土法面が出てきて小段が設けられ、小段の部分にかなり広い面積を取るという話だったかと思いますが、例えば、ファイルナンバー07の林地開発の変更の場合は、切土については、現在石を採っているところなのでなかなか元の状態に戻らないと思いますが、小段を利用してできる限り緑化しようという工夫がみられます。これに対して、中日本高速道路の場合は、切土部分については基本的に種子吹付け、平場にいたっては砂利かシートを敷くという形となっており、案件ごとに随分と落差があるような気がします。本来であれば、切土部分に外来の牧草を撒くだけでなく、小段部分に何か先駆性のものを入れて、できる限り森林のような形でカバーすることが原状復帰に近いのではないかと思います。中日本高速道路の場合は、何万年もかけて作ってきた自然資源である土壌を再利用し、小段を緑化するという考えはないのでしょうか。
森林保全課 (石川技師)	御意見ありがとうございます。もちろん森林へ復旧することが一番望ましいとは思いますが、ファイルナンバー07のコスモエコパワーの工場・事業場の設置の案件ですと、基準で定められている森林率25%以上残すことという定めがあるのですが、中日本高速道路の道路の新設の案件は、森林率0%というか、森林への復旧が0%でいいという基準になっておりますので、事業者ごとの対応の違いがみられるのかなといったところでございます。
委員	法律上、それは難しいということですね。ただ、中日本高速道路は、いろいろな場所で工夫してとても良い緑化を行っており、緑化技術として研究発表もなさっています。静岡県内の開発現場でも、できる限りそうした新しい知見を用いて緑化を進めていただけるといいなと思います。ありがとうございました。
今泉部会長	はい、ありがとうございました。
委員	当初、設定した時間が近づいてまいりましたが、私の方から1点、細かい点について質問させていただきたいと思います。3件目の案件で直接放流が増えるということですが、直接放流が増えることによって土砂の流出が増えてしまうという可能性はありませんか。
森林保全課 (石川技師)	御質問ありがとうございます。直接放流が増えることによる土砂の流失は、事業区域全体では増えていませんが、直接放流部分につ

	いては、増えることになります。ただ、法尻の部分に盛土柵の既存のものがあるので、それで土砂流出防止対策としては、対応できているというところでございます。
■■■委員	その法面からの土砂は、既存の流出対策で捕捉できるような状況になっているということによろしいですか。
森林保全課 (石川技師)	そのとおりです。
■■■委員	わかりました。ありがとうございました。
今泉部会長	その他、質問等はございますでしょうか。
各委員	(質問無し)
今泉部会長	では、そろそろ取りまとめに入りたいと思います。 今回、3つの案件がありましたが、事務局からの付帯意見としては、1件目について「種子吹付けによる緑化は、在来種子を検討すること」という付帯意見が出されております。2件目と3件目については、特に意見なしということになっております。 部会の方から、付帯意見として付けた方がいいというものがありましたら、付帯意見の追加をしたいと考えておりますが、何か皆さんの方から御意見等がございますでしょうか。
■■■委員	先ほど議論がありました。在来種子や国産種子、郷土種子といった問題は、今後も引き続き出てくることですので、気をつけながら付帯意見を付けなければならないと改めて感じました。今回審議している案件の中では、1つ目の案件に対して「在来種子を検討すること」という、一般的な表現の付帯意見が付けられている状況です。
今泉部会長	その他の点を含めまして、何か付帯意見を付すべきことはございますでしょうか。
各委員	(意見なし)
今泉部会長	今回、いろいろ御議論いただきましたので、特に種子の利用等については、今後事業者に指導する際にはぜひ御留意いただきたいと思います。部会としましては、新たに追加する付帯意見はなしということにさせていただきたいと思います。 それでは、包括諮問案件に関する審議は以上としたいと思います。 最後に、事務局から連絡事項として、次回の林地保全部会について説明してください。
事務局 (石橋班長)	はい。次回9月の開催予定日については、現在日程を調整しておりますが、確定しましたら改めて御連絡させていただきたいと思っております。なお、今後の審査や補正の状況により、日程を減らして開催す

	る可能性がございます。大変恐縮ですが、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。 事務局からは以上です。
今泉部会長	はい、承知いたしました。 今回の議論の内容については、事務局の方で議事録を取りまとめ、議事録署名人である■■■■委員の署名を受けてください。 以上をもちまして、本日の審議は終了とさせていただきます。 これにより、議長の任を終え、事務局にお返ししたいと思います。
事務局 (石橋班長)	今泉部会長、ありがとうございました。 最後に、事務局を代表しまして、森林保全課長の松野から皆様に、お礼を申し上げます。
松野課長	(挨拶)
事務局 (石橋班長)	これにて、本日の林地保全部会を閉会いたします。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。